

長崎労働局発表
平成29年11月30日(木)

長崎労働局 雇用環境・均等室
室長 にいる ひろこ 新納 広子
雇用環境改善・均等推進監理官 やまさ よしひろ 山佐 善浩
電話 095-801-0050 内線 501

長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は 「働き方改革」の共同宣言を行います

～九州初、全国2例目、12月12日に調印式～

「働き方改革」を推進するためには、企業に最も近い労務管理の専門家である社会保険労務士にご協力いただき、企業が抱える課題等に直接対応できるような体制を構築する必要があります。

そこで、長崎県社会保険労務士会(会長 こばやし よしと 小林 義人)と長崎労働局(局長 こだま つよし 小玉 剛)は、相互に連携し、県内企業の「働き方改革」を推進していくとの共通認識の下、下記のとおり共同宣言の調印式を行います。

なお、このような社会保険労務士会と労働局との共同宣言は、九州では初めて、全国でも2例目です。

- 日時
平成29年12月12日(火) 14:00～14:30
- 場所
住友生命長崎ビル8階 長崎労働局 大会議室
長崎市万才町7-1(電話 095-801-0050)
- 内容
共同宣言の調印、記念撮影

【報道機関の方へ】

- ・共同宣言調印式は、撮影、傍聴可能
- ・調印式終了後、社労士会及び労働局への取材を行うことも可能です。
- ・当日は、長崎労働局 大会議室(8階)へ直接お越しくください。

「働き方改革」共同宣言（案）

～長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は「働き方改革」を推進します～

「働き方改革」とは、例えば、「長時間労働」や、「正規と非正規との不合理な処遇の差」など、働く現場での様々な問題を見直していくということです。

「働き方改革」を進めることは、働いている方、働きたいと希望する方すべてがワーク・ライフ・バランスを実現しながら活躍できるようになるとともに、働くモチベーションが高くなっていくことに結びつきます。したがって、企業にとっても、生産性の向上に役立つものでありますし、働きやすい職場であることのアピールや企業のイメージアップにつながり、人材の確保ということにもつながっていきます。このようなことから、長崎にとって非常に大きな問題である、若者を中心とした地元就職の促進などによる人材の確保、という観点からも、「働き方改革」の推進は不可欠なものです。

私たちは、このような共通認識の下、これまでの意識や企業文化、ライフスタイル等を見直す「働き方改革」を推進し、特に中小企業における労働生産性の向上を図るため、長時間労働の縮減・有給休暇の取得促進、非正規雇用の処遇改善、子育て・介護等と仕事の両立、女性・若者の活躍しやすい環境整備などの取組を企業に対して直接働きかけ、あるいは、企業が抱えている課題等に直接対応できるように、以下のとおり互いに連携して取り組み、より魅力ある職場にしていくこと、一層魅力的で活力のある長崎をつくっていくことを目指します。

- 1 長崎県社会保険労務士会は、「働き方改革」の実現に向けた取組に関し、厚生労働省・長崎労働局からの協力要請に迅速に対応し、県内企業における「働き方改革」の取組を更に推進するため、積極的に情報発信を行います。
- 2 長崎労働局は、「働き方改革」に関する最新の情報を長崎県社会保険労務士会に提供し、会員の社会保険労務士を通じて、県内企業に対して意識啓発や働きかけを行います。
- 3 以上のほか、長崎県社会保険労務士会と長崎労働局は相互に連携し、県内企業の「働き方改革」を推進します。

平成 年 月 日

長崎県社会保険労務士会 会長

長 崎 労 働 局 長
